

「吹田市 高齢者 安心・自信サポート事業」
訪問型短期集中サポートサービス実施マニュアル

Ⅱ 要綱・要領編

目次

Ⅱ 要綱・要領

1	吹田市高齢者安心・自信サポート事業実施要綱	3
2	吹田市高齢者安心・自信サポート事業における訪問型短期集中サポートサービスの実施に関する要領	5
3	吹田市高齢者安心・自信サポート事業の訪問型短期集中サポートサービス利用者に対する通所型サポートサービス提供事業所の登録に関する要領	6
4	通所型サポートサービス(訪問型短期集中サポートサービス利用者対象)提供事業所登録申請書	8
5	通所型サポートサービス(訪問型短期集中サポートサービス利用者対象)提供事業所登録証	9
6	通所型サポートサービス(訪問型短期集中サポートサービス利用者対象)提供事業所登録更新申請書	10
7	通所型サポートサービス(訪問型短期集中サポートサービス利用者対象)提供事業所登録変更届出書	11
8	通所型サポートサービス(訪問型短期集中サポートサービス利用者対象)提供事業所休止(廃止・再開)届出書	12

吹田市高齢者安心・自信サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険の被保険者に対し、高齢者安心・自信サポート事業を実施することにより、介護保険の被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 高齢者安心・自信サポート事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の介護保険の居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）とする。

(高齢者安心・自信サポート事業の実施)

第3条 市長は、高齢者安心・自信サポート事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 訪問型サポートサービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、次号に規定する訪問型短期集中サポートサービス以外の事業をいう。以下同じ。）
 - (2) 訪問型短期集中サポートサービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、原則として3月以内の期間に限定して日常生活上の支援を行う事業をいう。以下同じ。）
 - (3) 通所型サポートサービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、次号に規定する通所型入浴サポートサービス以外の事業をいう。以下同じ。）
 - (4) 通所型入浴サポートサービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、緩和した基準により入浴の介護を行う事業をいう。以下同じ。）
 - (5) 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）
- 2 市長は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス及び通所型入浴サポートサービスを、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者と同条第3項の規定によりこれらの事業に要した費用を支払うことにより実施するものとする。
- 3 市長は、訪問型短期集中サポートサービスを、対象者の居宅に職員を派遣することにより実施するものとする。
- 4 市長は、介護予防ケアマネジメントを、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）において実施するものとする。

(利用の方法)

第4条 高齢者安心・自信サポート事業を利用しようとする対象者は、前条第2項の指定事業者、法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者又は市長に利用の申込みをしなければならない。

- 2 対象者は、前項の利用の申込みをする際に、介護保険被保険者証を提示するとともに、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(費用の負担)

第5条 訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス又は通所型入浴サポートサービスを利用する対象者は、吹田市介護保険法施行細則（平成29年吹田市規則第7号。以下「法施行細則」という。）第3条の規定により算定した訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス又は通所型入浴サポートサービスの実施に要する費用の額に次に掲げる割合を乗じて得た額の利用料を負担しなければならない。

(1) 次号及び第3号に規定する対象者以外の対象者にあつては、100分の10

(2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第4項に規定する居宅要支援被保険者等に該当する対象者（法施行細則第4条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）及び省令第140条の63の2第5項に規定する居宅要支援被保険者等に該当する対象者（法施行細則第4条第2項各号のいずれかに該当する者に限る。）にあつては、100分の20

(3) 省令第140条の63の2第5項に規定する居宅要支援被保険者等に該当する対象者（法施行細則第4条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）にあつては、100分の30

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他の特別の事情があることにより、対象者が同項に規定する割合により算出した利用料を負担することが困難であると認めるときは、当該割合を同項に規定する割合未満の割合とすることができる。

3 第1項の利用料のほか、通所型サポートサービスを利用する対象者が食事等の提供を受ける場合においては、当該食事等の提供に要する費用の額を負担しなければならない。

4 訪問型短期集中サポートサービス及び介護予防ケアマネジメントの利用料は、無料とする。

（利用の廃止）

第6条 市長は、対象者が第2条に規定する要件を満たさなくなったときその他高齢者安心・自信サポート事業の利用を継続することが不適當であると認めるときは、その利用を廃止することができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、高齢者安心・自信サポート事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

吹田市高齢者安心・自信サポート事業における訪問型短期集中サポートサービスの実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市高齢者安心・自信サポート事業実施要綱（平成29年吹田市公示第54号。以下「要綱」という。）第3条に規定する訪問型短期集中サポートサービス（以下「サービス」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの目的)

第2条 日常生活に支障があり、歩行、買物、入浴等の生活行為が困難な高齢者等の自立支援を図ることを目的とする。

(サービス内容)

第3条 利用者の居宅等を訪問し、日常生活上の不安・不便の軽減を図るための指導・助言を行う。

2 要綱第3条に規定する通所型サポートサービスにおける生活行為の回復・向上を図るプログラムを作成し、その提供についての指導・助言を行う。

(サービス提供)

第4条 吹田市長は、介護予防支援事業所による介護保険法第58条に規定する介護予防支援または要綱第3条に規定する介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）に基づき、サービスを提供することとする。

2 サービスの提供期間は、原則として3カ月程度、最長6カ月までとし、開始、終了等の日は、介護予防支援等に基づくこととする。

3 前2項において、介護予防支援等の実施に際し、吹田市長は事前の相談や調整等に対応し、適切かつ円滑なサービス提供に努めることとする。

(臨時的なサービス提供)

第5条 吹田市長は、非常災害時等において、前条第2項に定めるサービスの提供期間内にサービス提供が困難な場合は、利用者の不利益とならないよう柔軟かつ円滑なサービス提供に必要な対策を臨時的に講じることとする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

吹田市高齢者安心・自信サポート事業の訪問型短期集中サポートサービス利用者に対する通所型サポートサービス提供事業所の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市高齢者安心・自信サポート事業実施要綱（平成29年吹田市告示第54号。以下「要綱」という。）第3条に規定する訪問型短期集中サポートサービスの利用者に対し、通所型サポートサービスを提供する事業所（以下「提供事業所」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供事業所の要件)

第2条 提供事業所は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 吹田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定の申請等に関する要領第3条の指定を受けている第1号通所事業者であること。
- (2) 運動器機能向上加算を算出できる人員体制を備えていること。
- (3) 毎月1回のサービス担当者会議に担当者の出席が可能であること。
- (4) 訪問型短期集中サポートサービスにおいて作成される、生活行為の回復・向上を図るプログラムの提供が可能であること。

(登録の申請)

第3条 第1条の登録を受けようとする事業者は、「通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所登録申請書」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録を行い、「通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所登録証」（様式第2号）を当該申請した者に交付するものとする。

2 前項の登録の有効期間は、当該登録の日から当該登録の日の属する年度の末日までとする。

3 第1項の登録証の交付を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、登録の更新を受けようとするときは、当該登録の有効期間の満了する日までに、「通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所登録更新申請書」（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第5条 登録事業者は、提供事業所の登録の内容に変更があったときは、速や

かに、「通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所登録変更届出書」（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、提供事業所の休止、廃止又は再開をするときは、「通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所休止（廃止・再開）届出書」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の登録を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正な手段により第4条第1項の登録を受けたとき。
- （2）その他この要領及び要綱に違反したとき。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号

通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）
提供事業所登録申請書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者氏名

連絡先 () -

次の事業所について、通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所登録を申請します。

介護保険 事業所番号									
名称									
所在地									
電話番号									
機能訓練指導員	職種								
	氏名								

受付年月日	年 月 日	登録の 可 否	登録年月日	年 月 日
受付番号		可 否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	登録番号	

* 太枠欄は記入しないでください

様式第2号

通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）
提供事業所登録証

次の事業所は、通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所の登録を受けた事業所である。

年 月 日

吹田市長 後藤 圭二



登録番号										
介護保険 事業所番号										
名称										
所在地										
機能訓練指導員	職種									
	氏名									
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで									

様式第 3 号

通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）
提供事業所登録更新申請書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者氏名

連絡先 () -

次の事業所について、通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所登録の更新を申請します。

介護保険 事業所番号										
名称										
所在地										
電話番号										
機能訓練指導員	職種									
	氏名									

様式第4号

通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）
提供事業所登録変更届出書

年 月 日

吹田市長 宛

届出者 所在地

事業者名

代表者氏名

連絡先 () -

次の事業所について、通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供登録事業所の登録内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

	変更前		変更後	
名称				
所在地				
機能訓練指導員	職種		職種	
	氏名		氏名	

変更年月日 年 月 日

様式第5号

通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）
提供事業所休止（廃止・再開）届出書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者氏名

連絡先 () -

次の通所型サポートサービス（訪問型短期集中サポートサービス利用者対象）提供事業所について、休止（廃止・再開）したいので届け出ます。

介護保険 事業所番号										
名称										
所在地										
休止（廃止・再開） 年月日	年 月 日									
休止（廃止・再開）の理由										